

(議院運営委員会)

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二

八号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国会法の一部改正

情報監視審査会の所掌等及び職員の適性評価その他の保護措置並びに委員会等が情報監視審査会に対して審査を求め又は要請するときの手続について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

二、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出についても、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

三、 施行期日

この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日から施行する。